

松江市告示第 235 号

松江市現場改善（新型コロナ対策）支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市現場改善（新型コロナ対策）支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市の交付する松江市現場改善（新型コロナ対策）支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 現場改善活動 従業員の感染症予防を目的として実施する現場の改善をいう。

（補助の対象等）

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市現場改善(新型コロナ対策)支援事業補助金
補助金交付の目的	新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業者が実施する製造現場における現場改善活動に要する経費の一部を補助することにより、生産体制の維持又は向上を支援し、事業継続及び持続的な発展を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	製造現場における現場改善活動(当該補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている活動を除く。)とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

補助対象経費	現場改善活動に要する委託料、工事請負費、備品購入費(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。
交付の率又は金額	補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨て)とし、60万円を上限とする。
補助事業者の範囲	製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、直近2期分の決算書の写しとする。

(軽微な内容の変更)

第5条 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

2 前項第4号の証明書は、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、誓約及び同意書をもって代えることができる。

(現地調査)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請及び実績報告に際し、必要に応じて市職員等による現地調査を受けることとし、改善前の状況及び改善後の効果の確認に協力しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。